



# 山形県公報

令和4年8月19日(金)  
第331号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……809
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……810
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……同
- 地域登録検査機関の変更登録……………(同) ……811
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……812
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 土砂災害警戒区域の指定の解除……………(砂防・災害対策課) ……813
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……814
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……815
- 土砂災害警戒区域の指定……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……816
- 同……………(同) ……同
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……同
- 同……………(同) ……817
- 同……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 公 告

- 特別保護地区指定の予定……………(みどり自然課) ……818
- 屋外広告物講習会の実施……………(県土利用政策課) ……同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(会計局) ……819
- 一般競争入札の公告……………(警察本部) ……同
- 同……………(中央病院) ……821

## 告 示

### 山形県告示第650号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社 エミオン	デイフィット たび空 天童市一日町四丁目2番6号	通 所 介 護	令和4.8.1

**山形県告示第651号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定員	指定年月日
有限会社大裕 青森県青森市富田一丁目17番6号	チョコてんどう 天童市柏木町一丁目5番21号	就労継続支援（B型）	20名	令和4.8.1

**山形県告示第652号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンターさがえ 寒河江市大字寒河江字横道13-1	同 行 援 護	令和4.7.31

**山形県告示第653号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
農事組合法人山形おきたま産直センター  
代表理事組合長 渡沢 寿  
南陽市漆山1068番地
- 届出の内容

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
農事組合法人山形おきたま産直センター 代表理事組合長 竹田 久一 南陽市漆山1068番地	農事組合法人山形おきたま産直センター 代表理事組合長 渡沢 寿 南陽市漆山1068番地	令和4年2月22日

山形県告示第654号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第19条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の変更登録をした。

令和4年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 登録年月日及び登録番号  
令和4年8月9日  
84
- 2 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社野川ファーム  
代表取締役 細谷 浩司  
天童市万代1番2号
- 3 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産もみ 国内産玄米 国内産そば
- 4 登録の区分  
品位等検査
- 5 農産物検査を行う区域  
山形県
- 6 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
伊 藤 博 美	もみ、玄米	国内産農産物に限る。
細 谷 浩 司	玄米	
岡 崎 直 人	玄米、そば	
加 藤 宙	玄米	
山 口 敏 春	飼料用もみ、飼料用玄米	
深 瀬 和 浩	飼料用もみ、飼料用玄米	
菊 地 輝 久	飼料用もみ、飼料用玄米	
鈴 木 祐 次 郎	飼料用もみ、玄米	
村 上 大 輔	飼料用もみ、玄米、そば	
阿 部 久 栄	飼料用もみ、飼料用玄米	
吉 田 政 宏	飼料用もみ、飼料用玄米	
堀 子 陽 一	飼料用もみ、飼料用玄米	
管 祐 一 郎	飼料用もみ、飼料用玄米	
卯 月 博 英	玄米	

林 郷 祐 大	玄米、そば
後 藤 竜 也	玄米
柴 田 嘉 也	玄米
鈴 木 翔	玄米
長 堀 一 美	もみ、玄米

**山形県告示第655号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和4年8月19日から同年9月2日まで縦覧に供する。

令和4年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東山七浦線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市大字青柳字老本木148番1から 同 上柳16番1まで	旧	38.9メートル く 13.5	メートル 231
同 上	新	35.5メートル く 14.2	同 上

**山形県告示第656号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
鶴岡市小名部東部
- 2 公共測量を実施する期間  
令和4年8月9日から同年12月17日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量、地形測量）

**山形県告示第657号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
酒田市新青渡地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和4年8月15日から同年11月25日まで

3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第658号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和4年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大沢川	別紙図面のとおり	土石流
北楯-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大淀-3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに村山市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第659号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和4年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上野台	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに東根市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第660号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和4年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
野下沢	別紙図面のとおり	土石流
五十沢水上沢	別紙図面のとおり	土石流
田沢	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに尾花沢市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第661号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和4年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大里沢	別紙図面のとおりに	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに大石田町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第662号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和4年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害特別警戒区域の名称	解除する区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大沢川	別紙図面のとおりに	土石流
北楯-1	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
大淀-3	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに村山市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第663号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和4年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害特別警戒区域の名称	解除する区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上野台	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに東根市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第664号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和4年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害特別警戒区域の名称	解除する区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
野下沢	別紙図面のとおりに	土石流
五十沢水上沢	別紙図面のとおりに	土石流
田沢	別紙図面のとおりに	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに尾花沢市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第665号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和4年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害特別警戒区域の名称	解除する区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大里沢	別紙図面のとおりに	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに大石田町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第666号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大沢川	別紙図面のとおりに	土石流
北楯－1	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
大淀－3	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに村山市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第667号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上野台	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに東根市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第668号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
野下沢	別紙図面のとおりに	土石流
五十沢水上沢	別紙図面のとおりに	土石流
田沢	別紙図面のとおりに	土石流
三日町	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに尾花沢市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第669号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大里沢	別紙図面のとおりに	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに大石田町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第670号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類



北楯－1	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
大淀－3	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに村山市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第671号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上野台	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに東根市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第672号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三日町	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに尾花沢市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第673号**

次の開発行為は、完了した。

令和4年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和4年8月3日 指令村総建第242号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市中央東一丁目886番3、8401番1、8401番4、8402番2、8405番、8406番、8407番、8408番、8410番1、8410番3、8411番、8412番、8413番5、8413番6、8413番7、8414番1、9159番1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
新庄市若葉町5番5号 株式会社柿崎工務所

## 公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、特別保護地区を次のとおり指定する予定である。

なお、関係書類は、環境エネルギー部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において令和4年9月1日まで縦覧に供する。

令和4年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 神室特別保護地区
- 2 区 域 縦覧に供する図面のとおり
- 3 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで
- 4 保護に関する指針の案

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

神室鳥獣保護区は、新庄市並びに最上郡金山町及び最上町の東側の神室連峰に位置し、ブナ等の自然林や、シラネアオイ、ニッコウキスゲ等が見られ、落葉広葉樹の林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等多様な鳥獣が生息している。

特に、当該保護区の中でも特別保護地区は、ブナ等原生的な自然が多く残されており、希少猛禽類であるイヌワシが生息する等、希少鳥獣の生息及び繁殖のために特に重要な区域となっている。

このため、当該区域は、神室鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

登山道等の利用者による鳥獣への影響を防止するため、鳥獣保護管理員等による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係機関との連携を図り、その対応に当たる。

5 意見書の提出

当該区域の住民及び利害関係人は、1から4までの事項について意見書を提出することができる。

(1) 意見書の受付期間

令和4年8月19日から同年9月1日まで

(2) 意見書の提出先

環境エネルギー部みどり自然課又は最上総合支庁保健福祉環境部環境課

山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）第22条第1項の規定により、屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

令和4年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 講習会の日時及び場所

- (1) 日 時 令和4年11月10日（木）午前10時45分から午後4時30分まで  
令和4年11月11日（金）午前10時から午後4時20分まで

- (2) 場 所 山形市松波四丁目1番15号 山形県自治会館4階401会議室

2 受講者の定員

40名

3 受講手続

(1) 仮申込み

受講申込書（仮申込）を令和4年9月16日（金）までに山形市松波二丁目8番1号山形県県土整備部県土利用政策課景観・地域づくり担当に提出すること。

(2) 本申込み

山形県県土整備部県土利用政策課景観・地域づくり担当から本申込みが可能である旨の連絡があった者は、受講申込書を令和4年10月21日（金）までに山形市松波二丁目8番1号山形県県土整備部県土利用政策課景観・地域づくり担当に提出すること。

なお、講習手数料として4,000円を、受講申込書に山形県収入証紙を貼付して納付すること。

#### 4 その他

詳細については、県土整備部県土利用政策課景観・地域づくり担当 電話023(630)2660に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 タブレット端末（教員用） 1,181台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2718
- 3 落札者を決定した日 令和4年7月28日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社メコム 山形市香澄町二丁目9番21号
- 5 落札金額 43,389,500円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和4年6月17日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新運転者管理システム機器（令和5年4月導入分）の賃貸借及び保守サービス並びに新運転者管理システム機器（令和6年1月導入分）の賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 天童市大字高揃1300 山形県総合交通安全センター 201会議室（2階）
  - (2) 日時 令和4年10月4日（火）午後2時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
    - イ 新運転者管理システム機器（令和5年4月導入分）の賃貸借及び保守サービス 一式
    - ロ 新運転者管理システム機器（令和6年1月導入分）の賃貸借及び保守サービス 一式
  - (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
  - (3) 契約期間
    - イ (1)のイにあっては、契約締結の日から令和10年12月31日までとする。ただし、契約締結の日から令和5年3月31日までは、賃貸借の準備期間とするもので、当該準備に係る費用を受注者負担とし、賃貸借期間は、令和5年4月1日から令和10年12月31日までとする。
    - ロ (1)のロにあっては、契約締結の日から令和10年12月31日までとする。ただし、契約締結の日から令和5年12月31日までは、賃貸借の準備期間とするもので、当該準備に係る費用を受注者負担とし、賃貸借期間は、令和6年1月1日から令和10年12月31日までとする。
  - (4) 納入期限及び納入場所 仕様書による。
  - (5) 入札方法 (1)のイ及びロの総価により、一括して行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するこ

と。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和4年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和4年1月25日付け県公報第275号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該特定役務に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
天童市大字高楯1300 山形県警察本部交通部運転免許課電算係  
電話番号023(655)2150
- (2) 入札説明書の交付場所等 山形県警察本部交通部運転免許課電算係で交付するほか、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- (3) 仕様書の交付場所 仕様書等交付申請書を提出した者に対し、山形県警察本部交通部運転免許課電算係で交付する。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額（契約期間における総額）の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定の方法

2の(5)による入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であって、かつ、2の(1)のイ及びロの入札価格の合計額が最低となる価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。

### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和4年9月9日（金）午後4時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月2日（金）午後4時までに山形県警察本部交通部運転免許課電算係に提出するとともに、併せて2の(1)の特定役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る特定役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）、3の(5)に係る事項を証明する書類（以下「証明

- 書」という。)及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) 応札役務仕様書及び証明書を提出した者は、入札日の前日までに当該応札役務仕様書及び証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (3) (1)により提出された応札役務仕様書及び証明書については、2の(1)の特定役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書及び証明書を提出した者は、この入札に参加することができない。
  - (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め及び個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
  - (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (6) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured:
  - ① Lease and maintenance service of the system devices for new driver management system (procure on April, 2022) : 1 set
  - ② Lease and maintenance service of the system devices for new driver management system (procure on January, 2023) : 1 set
- (2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. October 4, 2022
- (3) Contact point for the notice: Driver's Licence Section, Traffic Department, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 1300 oaza Takadama Tendo-shi Yamagata-ken 994-0068 Japan TEL023(655)2150

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、磁気共鳴断層撮影装置の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体に物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年8月19日

山形県立中央病院長 武 田 弘 明

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階会議室2
- (2) 日時 令和4年9月29日（木）午前10時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 磁気共鳴断層撮影装置 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 令和5年2月28日（火）
- (4) 納入場所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和4年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和4年1月25日付け県公報第275号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴



力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できること。

(6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることが証明できること。

(7) 9の(1)により提出された仕様書により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院経営戦略課調達室 電話番号023(685)2623

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和4年9月15日（木）までに、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月8日（木）までに山形県立中央病院経営戦略課調達室に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札の前日までに当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、山形県立中央病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Magnetic Resonance Imaging System: 1 set

(2) Time-Limit for tender: 10:00 A.M. September 29, 2022

(3) Contact point for the notice: Management Division, Yamagata Prefectural Central Hospital, 1800 Aoyagi, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2292 Japan TEL 023(685)2623